

家庭裁判所における 遺産分割調停手続 Q & A



山形家庭裁判所

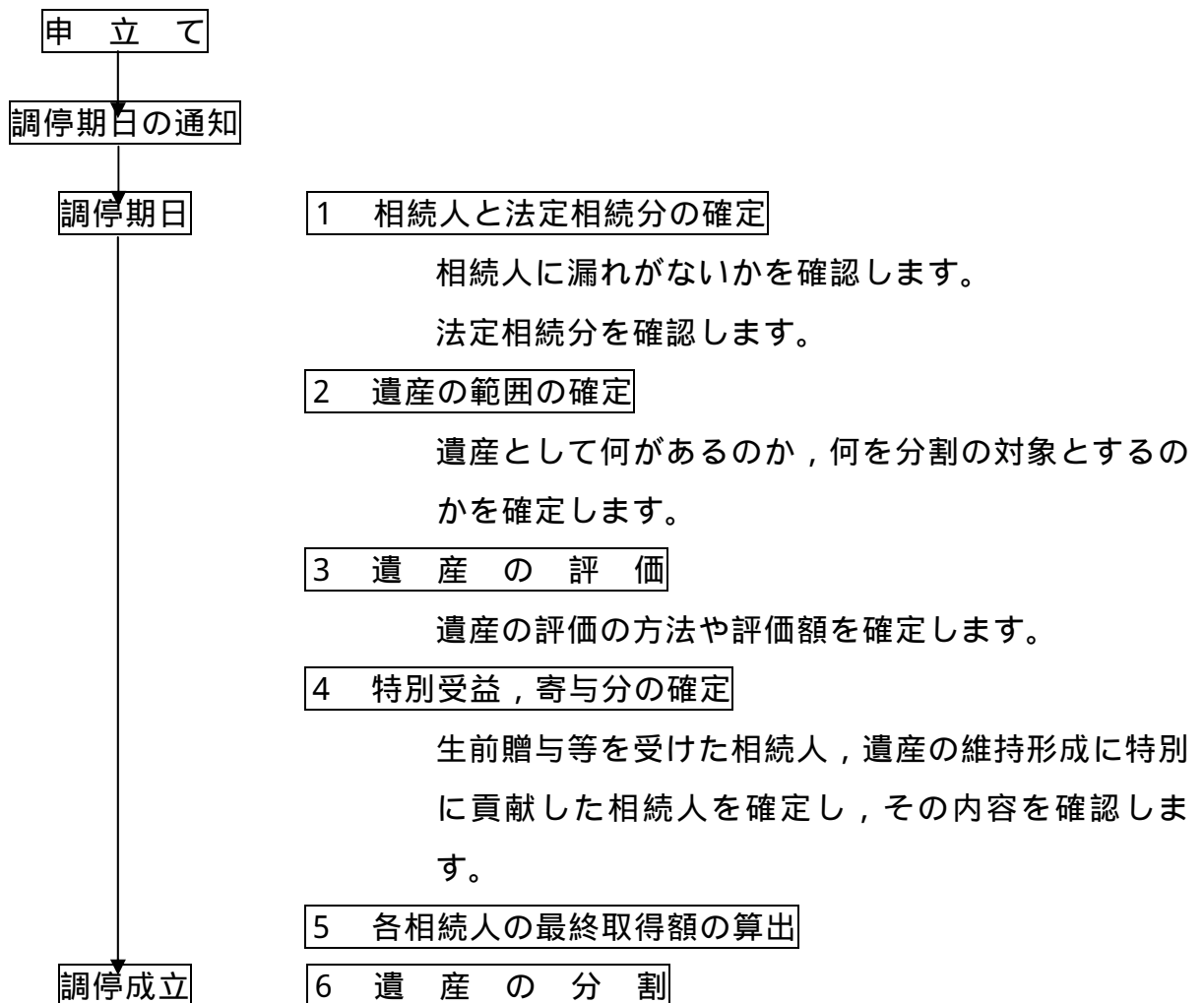
Q 1 調停の進め方

調停はどのように進行するのですか。調停を円滑に進めるためには、どのようなことに気をつければいいですか。

A 遺産分割は、遺産を相続人の中で確定的に分けることが目的です。

調停では、同封の「遺産分割調停の進め方」のとおり、順を追って問題を整理、解決しながら最終的な合意を目指していきます。紛争の背景にある相続人間の感情的な問題などを調整しつつ調停を進めますが、調停の主眼はあくまでも遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。主張したいことは、ご自身でその裏付け資料を収集し、家庭裁判所に提出していただくことになります。

遺産分割調停の流れ



Q 2 遺言書と遺産分割協議書

- (1) 遺言書がある場合には、遺産分割調停はできないのですか。
- (2) 相続人全員で遺産分割協議書を作成したのですが、内容に納得いかないので、調停で再度話し合うことができますか。

A (1) 遺言書があるときは、遺言書の種類によって裁判所での手続が必要な場合がありますので、家庭裁判所におたずねください。

有効な遺言書で処分が決まっている遺産は、遺産分割の対象にはなりません。したがって、すべての遺産の処分が決まっているときは、遺産分割の申立てをすることはできません。

- (2) 相続人全員で合意した遺産分割協議書がある場合は、その内容に不服があるからといって遺産分割の調停を申し立てることはできません。

Q 3 相続分の譲渡・放棄

遺産はいらないのですが、どうすればよいですか。

A 自分が相続する取得分のことを「相続分」といいます。自分の相続分を特定の人に譲渡するか、自分の相続分を放棄して、調停手続から抜けることができる場合があります。いずれの場合も提出していただく書類がありますので、照会の回答書にその旨をご記入の上、家庭裁判所にご返送ください。

提出していただく書類や具体的な方法については、後日、家庭裁判所からご連絡いたします。

Q 4 遺産の範囲

(1) 被相続人には、もっとたくさんの預貯金があったはずですが、被相続人と同居していた相続人から、被相続人には、これしか預貯金がなかったと言われました。

納得いかないの、家庭裁判所で調べてもらえないでしょうか。

(2) 受取人を妻と指定した生命保険金は、遺産分割の対象になりますか。

(3) 借金は、遺産分割の対象になりますか。

(4) 葬儀費用は、遺産分割の対象になりますか。

A (1) 原則として、家庭裁判所が遺産を探すようなことはしません。

被相続人の遺産としてどのような財産があるかについては、相続人の皆さんに必要な資料を集めていただくことになります。あったはずだという主張だけでは、調停で取り扱いません。

また、預貯金が不法・不当に減少している場合には、損害賠償請求など、遺産分割以外の手続が必要です。

(2) 保険金は、保険契約によって受取人と指定された妻固有の権利ですから、遺産分割の対象にはなりません。

(3) マイナス財産（借金、債務等）は遺産分割の対象にはなりません。相続開始と同時に当然分割されて、法定相続分に応じて各相続人が負担することになります。

(4) 葬儀費用は、相続開始後に生じた債務であり、遺産とは別個のものなので、遺産分割の対象とはなりません。

Q 5 とくべつじゅえき きよぶん 特別受益と寄与分

遺産分割をする際に、特別受益や寄与分を考慮する場合があると聞きましたが、それらはどのようなものですか。

A 相続人の中に、被相続人から遺贈^{いそう}や遺産の前渡しとして生前贈与を受けた人がある場合、その受けた利益のことを「特別受益」といいます。

また、相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献をした人がある場合、その人の貢献を「寄与分」といいます。寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を超えた貢献が必要です。単に、他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいというだけでは寄与分にはなりません。遺産の範囲や評価が定まった後に、特別受益や寄与分についてお聴きしますので、それらの主張をされる方は、その裏付けとなる資料を準備しておいてください。

遺贈とは、遺言により財産を無償で譲り渡すことです。

Q 6 遺産の評価

不動産の評価額は、どのようにして定めるのですか。

A 不動産鑑定士による鑑定が各種の評価方法の中で最も信頼度が高い評価資料といえるでしょう。そのほかには、固定資産税評価額による方法、相続税評価額による方法、近隣の土地に関する公示地価等の公的価格に一定の倍率を乗じて評価を行う方法などがあります。

調停では、当事者全員が合意した評価方法に基づいて処理をすることになります。評価方法に合意が得られない場合は、当事者が費用を負担して鑑定をすることになります。

Q 7 遺産分割の方法

遺産の分け方には、どのような方法があるのですか。

A 遺産の分け方は、主に次の3つの方法があります。

- (1) 遺産そのものを分ける方法のことを、「げんぶつぶんかつ現物分割」といいます。
- (2) 一人または複数の相続人が現物を取得し、その現物を取得した人がほかの相続人に対し、金銭を支払う方法のことを、「だいしょうぶんかつ代償分割」といいます。
- (3) 遺産を第三者に売却処分して、その売却代金を相続人の間で分ける方法のことを、「かんかぶんかつ換価分割」といいます。

わからないことがありましたら、調停のときにおたずねください。



遺産分割調停の進め方

山形家庭裁判所

相続人の範囲

①

誰が相続人かを確認します。

(注)

戸籍が事実と異なるなど相続人の範囲に問題がある場合には、人事訴訟等の手続きが必要です。

なお、相続人の中に認知症などで判断能力に問題がある方がいる場合には、成年後見等の手続きが必要です。

合意

遺産の範囲

②

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

(注)

遺言書や遺産分割協議書で分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりません。誰かが遺産を隠したり、勝手に使ってしまったという場合には、遺産分割以外の手続きが必要になります。

合意

遺産の評価

③

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

合意
できない

鑑定が必要です。

鑑定費用は相続人の方にあらかじめ納めていただきます。

合意

各相続人の取得額

④

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

遺産の分割方法

⑤

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。

遺産の分割方法には、現物分割(その物を分けること)、代償分割(物を分けるが、差額を金銭で調整すること)、換価分割(売却して金銭を分配すること)などがあります。

合意

調停成立



かーくん